

行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案新旧対照条文

目 次

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）	〔第一条関係〕	二
○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）	〔第二条関係〕	二三
○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）	〔第三条関係〕	四一
○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	〔第四条関係〕	四三
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）	〔附則第四条関係〕	四五
○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）	〔附則第六条関係〕	四九
○公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）	〔附則第八条関係〕	五三
○政治資金規正法（昭和二十三年法律第一百九十四号）	〔附則第十条関係〕	五六
○政党助成法（平成六年法律第五号）	〔附則第十二条関係〕	六五
○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）	〔附則第十四条関係〕	六六

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）〔第一条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次	目次
第一章・第二章（略）	第一章・第二章（略）
第三章 審査請求（第十八条—第二十一条）	第三章 審査請求等（第十八条—第二十一条） （新設）
第四章 訴訟（第二十二条—第二十四条）	第四章 補則（第二十二条—第二十六条） （新設）
第五章 情報提供（第二十五条）	第五章 情報提供（第二十五条）
第六章 補則（第二十六条—第三十一条）	第六章 補則（第二十六条—第三十一条）
附則	附則
（目的）	（目的）
<p>第一条 この法律は、國民主権の理念にのつとり、行政文書の開示を請求する権利及び行政機関の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もつて國民の知る権利を保障し、政府の有するその諸活動を國民に説明する責務が全うされるようになるとともに、國民による行政の監視及び國民の行政への参加並びに公正で透明性の高い民主的な行政の推進に資することを目的とする。</p>	<p>第一条 この法律は、國民主権の理念にのつとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もつて政府の有するその諸活動を國民に説明する責務が全うされるようになるとともに、國民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。</p>
（定義）	（定義）

第二条（略）

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一～三（略）

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。

一個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人

第二条（略）

2 この法律において「行政文書」とは、行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして、当該行政機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一～三（略）

（行政文書の開示義務）

第五条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

一個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人

を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ （略）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより当該公務員等の職

を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ （略）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第二条第一項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分)

(新設)

二 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

一の二 （略）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

一の二 （略）

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(削除)

(削除)

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

六 (略)

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除外することが困難であるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 (略)

2 (略)

3| 前二項の規定による通知（開示請求に係る行政文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあつては不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由、開示請求に係る行政文書を保有していることを当該決定の根拠とする場合にあつては当該行政文書の作

六 (略)

(部分開示)

第六条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録される部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 (略)

2 (新設)

成又は取得及び廃棄の有無その他の行政文書の保有の有無に関する理由)をできる限り具体的に記載しなければならない。

(開示決定等の期限)

第十条 前条第一項及び第二項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から十四日(行政機関の休日に関する法律(昭和六十三年法律第九十一号)第一条第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。)以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (略)

3 開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、行政機関の長が開示請求に係る行政文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全てについて開示

(開示決定等の期限)

第十条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 (略)

(新設)

第十一条 開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等

て開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び同条第二項の規定にかかるわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については第十六条第五項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、前条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかるわらず、行政機関の長は、開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、行政機関の長は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

二 残りの行政文書について第十六条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期間

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの行政文書について開示決定等をする期限

2 前項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」であるのは「その旨及び第十六条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第六条第五項に規定する見込額」とする。

3 開示請求者は、第一項第二号の期間内に開示決定等がされない場合には、行政機関の長が同項の残りの行政文書（第十六条において單に「残りの行政文書」という。）について第九条第二項の決

（新設）

（新設）

定をしたものとみなすことができる。

(独立行政法人等への事案の移送)

第十二条の二 (略)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法（第十七条第一項を除く。）の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四律（平成十一年法律第四十二号）第四条第二項」とする。

(独立行政法人等への事案の移送)

第十二条の二 (略)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、行政文書を移送を受けた独立行政法人等が保有する独立行政法人等情報公開法第二条第二項に規定する法人文書と、開示請求を移送を受けた独立行政法人等に対する独立行政法人等情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、独立行政法人等情報公開法の規定を適用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第四条第二項」と、独立行政法人等情報公開法第十七条第一項中「開示請求をする者又は法人文書」とあるのは「法人文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 (略)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第十三条 (略)

2 (略)

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならぬ。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十九条第一項及び第二項）において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十四条 （略）

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなつた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項の規定による通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 （略）

3 行政機関の長は、前二項の規定により意見書の提出の機会を与えた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも二週間を置かなければならぬ。この場合において、行政機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第十九条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第十四条 （略）

2 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした行政機関の長に対し、その求めめる開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

3 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 （略）

(手数料)

第十六条 次に掲げる者が開示請求をするときは、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料（第八項において「開示請求手数料」という。）を納めなければならない。

一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人（第三号において「会社等」という。）又はその代理人

二 営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人（次号において「個人事業者」という。）又はその代理人

三 会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等の役員若しくは従業員又は当該個人事業者の従業員

2 行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、実費の範囲内において政令で定める額の開示の実施に係る手数料（以下この条において「開示実施手数料」という。）を納めなければならない。

3 開示実施手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用し

(手数料)

第十六条 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、実費の範囲内において政令で定める額の開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

前項の手数料の額を定めるに当たっては、できる限り利用しや

やすい額とするよう配慮しなければならない。

4| 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

すい額とするよう配慮しなければならない。

3| 行政機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、政令で定めるところにより、第一項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(新設)

5| 第十一条第一項の規定により行政機関の長が開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があつた日から三十日以内に、残りの行政文書の全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で政令で定める額（次項及び第七項において「見込額」という。）を予納しなければならない。

(新設)

6| 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの行政文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

(新設)

7| 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合は、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。ただし、残りの行政文書についての開示決定に基づき行政文書の開示を受けることができることとなつた者が第十四条第三項に規定する期間内に同条第二項の規定による申出をしない場合において、行政機関の長が当該期間を経過した日から三十日以内に

当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

8 | 開示請求をする者又は行政文書の開示を受ける者は、政令で定

めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は行政文書の写しの送付を求めることができる。

第三章 審査請求

(審査会への諮問)

第十九条 (略)

2 (略)

3 | 第一項の規定により諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係

(審査会への諮問)
第十九条 (略)
2 (略)

(新設)

(新設)

第三章 審査請求等

(審査会への諮問)

第十九条 (略)

2 (略)

3 | 第一項の規定により諮問をした行政機関の長は、当該諮問に係る審査請求があつた日から当該諮問をした日までの期間(行政不服審査法第二十三条の規定により補正を命じた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において「諮問までの期間」という。)が九十日を超えた場合には、第二十七条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

(内閣総理大臣の勧告)

第二十一条 第十九条第一項の規定により諮問をした行政機関（会計検査院を除く。次項及び第二十八条において同じ。）の長は、当該諮問に係る審査請求に対する裁決をしようとするときは、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするときを除き、あらかじめ、その内容を内閣総理大臣に通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による通知に係る諮問に対する情報公開・個人情報保護審査会の答申の内容及び第七条の規定の趣旨に照らして必要があると認めるときは、当該行政機関の長に対し、当該答申の内容に沿った裁決、同条の規定による開示その他必要な措置を講すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた

(訴訟の移送の特例)

第二十一条 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二項において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかるわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他事情を考慮して、相當と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

措置について報告を求めることができる。

第四章 訴訟

(管轄及び移送の特例)

第二十二条 開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。第三十条において同じ。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の行政文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てによ

（新設）

（新設）

り又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

(私明処分の特例)

第二十三条 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、当該情報公開訴訟に係る開示決定等をした行政機関の長又は開示請求に係る不作為に係る行政機関の長に対し、当該情報公開訴訟に係る行政文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

(口頭弁論の期日外における行政文書の証拠調べ)

第二十四条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、当事者の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る行政文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百三十

(新設)

一条に規定する物件を含む。) の証拠調べ又は検証(以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。)をすることができる。

2| 前項の申立てがあつたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示することにより、国の防衛若しくは外交上の利益又は公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼす場合その他他の国の重大な利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。

3| 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該行政文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された行政文書の開示を求めることができない。

4| 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

5| 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わった後、必要があると認めるとときは、被告に当該行政文書を再度提示させることができる。

第五章 情報提供

第二十五条 行政機関の長は、政令で定めるところにより、当該行政機関の保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記

(新設)

(新設)

録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一 当該行政機関の組織及び業務に関する基礎的な情報

二 当該行政機関の所掌に係る制度に関する基礎的な情報
三 当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の予算及び決算に関する情報

四 当該行政機関の組織及び業務並びに当該行政機関の所掌に係る制度についての評価並びに当該行政機関の所掌に係る経費及び収入の決算の検査に関する情報

五 当該行政機関の所管に係る次に掲げる法人に関する基礎的な情報

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）その他の特別の法律により設立された法人のうち、政令で定めるもの

ロ 当該行政機関の長が法律の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法律に基づきその全部又は一部を行わせる法人を指定した場合におけるその指定を受けた法人のうち、政令で定めるもの

ハ イ又はロに掲げる法人に類するものとして政令で定める法人

行政機関の長は、同一の行政文書について二以上の者から開示

請求があり、その全ての開示請求に対して当該行政文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該行政文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該行政文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

3| 前二項の規定によるもののほか、政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第六章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十六条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

第四章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十二条 (略)

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

第二十三条 総務大臣は、行政機関の長に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2| 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(削除)

(削除)

(行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第二十四条 政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で国民に明らかにされるよう、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

(施行状況の報告等)

第二十七条 行政機関の長は、この法律の施行の状況について、毎

年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 | 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要
(第十九条第三項に規定する九十日を超えた場合における報告に
ついては、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならな
いとされる事項) を公表しなければならない。

(新設)

(内閣総理大臣の勧告)

第二十八条 内閣総理大臣は、この法律を実施するため特に必要があると認める場合には、行政機関の長に対し、情報の公開について改善すべき旨の勧告をし、当該勧告の結果とられた措置について報告を求めることができる。

(新設)

(地方公共団体の情報公開)

第二十九条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。次条において同じ。）の制定その他のその保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(情報公開訴訟に関する規定の準用)

第三十条 第二十三条及び第二十四条の規定は、情報公開条例の規定による開示決定等に相当する処分又は情報公開条例の規定による開示決定等に相当する处分若しくは情報公開条例の規定による開示請求に相当する申請に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟の手続について準用する。

(政令への委任)

第三十一条 (略)

(地方公共団体の情報公開)

第二十五条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのつとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(新設)

第二十六条 (略)

○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第二百四十号）

〔第二条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次	目次
第一章・第二章（略）	第一章・第二章（略）
第三章 審査請求（第十八条—第二十条）	第三章 審査請求等（第十八条—第二十一条） （新設）
第四章 訴訟（第二十一条—第二十三条）	第四章 情報提供（第二十二条）
第五章 情報提供（第二十四条）	第五章 情報提供（第二十三条—第二十五条）
第六章 補則（第二十五条—第二十七条）	第六章 補則（第二十三条—第二十五条）
附則	附則
（目的）	（目的）
第一条 この法律は、国民主権の理念にのつとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もつて国民の知る権利を保障し、独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようすることを目的とする。	第一条 この法律は、国民主権の理念にのつとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もつて独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされることを目的とする。
（定義）	（定義）
第二条（略）	第二条（略）

2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一〇四（略）

（法人文書の開示義務）

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」といいう。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。ただし、当該開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときは、この限りでない。

一個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人

2 この法律において「法人文書」とは、独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であつて、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一〇四（略）

（法人文書の開示義務）

第五条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る法人文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」といいう。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該法人文書を開示しなければならない。

一個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人

を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ （略）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、より当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすことがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ・ロ （略）

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を公にすることにより、より当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすことがある場

二 当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行った場合において、当該情報が当該意見の表明又は説明に係る場合は、当該情報のうち、

当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分
(当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該意見表

明又は説明の内容に係る部分)

一の二 (略)

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

(削除)

(削除)

(新設)

一の二 (略)

二 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競

争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、公にしないとの条件で任

意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を

付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ又は特定の者に本当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 (略)

(部分開示)

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されているときは、開示請求者に対し、不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報が記録されている部分を区分して除外することが困難であるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 (略)

付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

三 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ、不當に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に本当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

四 (略)

(部分開示)

第六条 独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除去ができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 (略)

(開示請求に対する措置)

第九条 (略)

（略）

2

前二項の規定による通知（開示請求に係る法人文書の全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（第五条各号に該当することを当該決定の根拠とする場合にあつては不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した理由、開示請求に係る法人文書を保有していることを当該決定の根拠とする場合にあつては当該法人文書の作成又は取得及び廃棄の有無その他の法人文書の保有の有無に関する理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

（開示決定等の期限）

第十条 前条第一項及び第二項の決定（以下「開示決定等」という。）

は、開示請求があつた日から十四日（各独立行政法人等につき独立行政法人通則法第五十八条第一項又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第八十九条の規定に基づき規程又は就業規則において定められた休日の日数は、算入しない。）以内にしなければならない。ただし、第四条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2
（新設）
（略）

2
（略）

3
開示請求者は、第一項に規定する期間内に開示決定等がされな

い場合であつて前項の規定による通知がないとき又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定等がされない場合には、次条第一項後段の規定による通知を受けた場合を除き、独立行政法人等が開示請求に係る法人文書について前条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

(開示決定等の期限の特例)

第十一條 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、前条第一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び同条第二項の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの法人文書について第十七条第五項の規定による予納があつた日から開示決定等をする日までに要すると認められる期

間

(開示決定等の期限の特例)

第十一條 開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から六十日以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、独立行政法人等は、開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの法人文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、独立行政法人等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本条を適用する旨及びその理由

二 残りの法人文書について開示決定等をする期限

2|

(新設)

前項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合における第九条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「その旨及び」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額その他」と、同条第二項中「その旨」とあるのは「その旨及び第十七条第五項に規定する見込額」とする。

3|

開示請求者は、第一項第二号の期間内に開示決定等がされない場合には、独立行政法人等が同項の残りの法人文書（第十七条において単に「残りの法人文書」という。）について第九条第二項の決定をしたものとみなすことができる。

(行政機関の長への事案の移送)

第十三条 (略)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案について

は、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公開法第二条第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法（第十六条第一項を除く。）の規定を適用する。この場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第一項」とあるのは、「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」と、行政機関情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者又

第十三条

(略)

(行政機関の長への事案の移送)

2 前項の規定により事案が移送されたときは、当該事案については、法人文書を移送を受けた行政機関が保有する行政機関情報公開法第二条第二項に規定する行政文書と、開示請求を移送を受けた行政機関の長に対する行政機関情報公開法第四条第一項に規定する開示請求とみなして、行政機関情報公開法の規定を適用する。

この場合において、行政機関情報公開法第十条第一項中「第四条第二項」とあるのは、「独立行政法人等情報公開法第四条第二項」と、行政機関情報公開法第十六条第一項中「開示請求をする者又

は行政文書」とあるのは「行政文書」と、「により、それぞれ」とあるのは「により」と、「開示請求に係る手数料又は開示」とあるのは「開示」とする。

3 (略)

(開示の実施)

第十五条 (略)

2 (略)

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受けることができる」とと
なつた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第九条第一項の規定による通知があ

つた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 (略)

(手数料)

第十七条 次に掲げる者が開示請求をするときは、独立行政法人等の定めるところにより、開示請求に係る手数料（第九項において

3 (略)

(開示の実施)

第十五条 (略)

2 (略)

3 開示決定に基づき法人文書の開示を受ける者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした独立行政法人等に対し、その求める開示の実施の方法その他の政令で定める事項を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第九条第一項に規定する通知があ

つた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

5 (略)

(手数料)

第十七条 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求に係る

「開示請求手数料」という。)を納めなければならない。

一 会社法(平成十七年法律第八十六号)第二条第一号に規定する会社、同条第二号に規定する外国会社その他これらに類するものとして政令で定める法人(第三号において「会社等」という。)又はその代理人

(新設)

二 営利を目的とする事業として若しくは当該事業のために開示請求をする当該事業を営む個人(次号において「個人事業者」という。)又はその代理人

(新設)

三 会社等若しくは個人事業者の事業として又は当該事業のために開示請求をする当該会社等の役員若しくは従業員又は当該個人事業者の従業員

(新設)

2 法人文書の開示を受ける者は、独立行政法人等の定めるところにより、開示の実施に係る手数料(以下この条において「開示実施手数料」という。)を納めなければならない。

(新設)

3 前二項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項及び第二項の手数料の額を参照して、独立行政法人等が定める。

2| 前項の手数料の額は、実費の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第一項の手数料の額を参照して、独立行政法人等が定める。

4 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、行政機関情報公開法第十六条第四項の規定に基づく政令の規定を参照して独立行政法人等の定めるところにより、開示手数料を減額し、又は免除することができる。

3| 独立行政法人等は、経済的困難その他特別の理由があると認めるとときは、行政機関情報公開法第十六条第三項の規定に基づく政令の規定を参照して独立行政法人等の定めるところにより、開示手数料を減額し、又は免除することができる。

5 | 第十一条第一項の規定により独立行政法人等が開示請求に係る法人文書のうちの相当の部分につき開示決定等をした場合には、

開示請求者は、独立行政法人等の定めるところにより、第九条第一項又は第二項の規定による当該開示決定等の通知があつた日から三十日以内に、残りの法人文書についての開示実施手数料の見込額を予納しなければならない。

6 | 前項の見込額は、残りの法人文書の全部を開示するとした場合

の開示実施手数料の額の範囲内において、行政機関情報公開法第十六条第五項に規定する見込額を参考して、独立行政法人等が定める。

7 | 第五項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの法人文書について納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、独立行政法人等の定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

（新設）

（新設）

8 | 第五項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合は、その超える額について、独立行政法人等の定めるところにより、還付する。ただし、残りの法人文書についての開示決定に基づき法人文書の開示を受けることができることとなつた者が第十五条第四項に規定する期間内に同条第三項の規定による申出をしない場合において、独立行政法人等が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正

（新設）

9| 当な理由がなくこれに応じないとときは、この限りでない。

| 開示請求をする者又は法人文書の開示を受ける者は、独立行政

法人等の定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開

示実施手数料のほか、送付に要する費用を納付して、第九条第一項若しくは第二項の規定による通知に係る書面又は法人文書の写しの送付を求めることができる。

10| 独立行政法人等は、前各項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第三章 審査請求

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第十九条 (略)

2 (略)

3 | 第一項の規定により諮問をした独立行政法人等は、当該諮問に

係る審査請求があつた日から当該諮問をした日までの期間(行政

不服審査法第二十三条の規定により補正を命じた場合にあつて

は、当該補正に要した期間は、算入しない。以下この項において

「諮問までの期間」という。)が九十日を超えた場合には、第二十

六条第一項の報告において、諮問までの期間及び諮問までの期間が九十日を超えた理由を記載しなければならない。

(新設)

第三章 審査請求等

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第十九条 (略)

2 (略)

(新設)

4| 独立行政法人等は、前三項の規定による定めを一般の閲覧に供しなければならない。

4|

（訴訟の移送の特例）

第二十一条 行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号） 第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等の取消しを求める訴訟又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決の取消しを求める訴訟（次項及び附則第二条において「情報公開訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当事と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

2 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟で情報公開訴訟以外のものが提起された場合について準用す

(管轄及び移送の特例)

第二十一条 開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第二百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）（以下「情報公開訴訟」という。）は、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

2| 前項の規定により特定地方裁判所に情報公開訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第二十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に情報公開訴訟が提起された場合においては、同条第五項の規定にかかるわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の法人文書に係る情報公開訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することがで

(新設)

る。

(新設)

きる。

(積明処分の特例)

第二十二条 情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、必要があると認めるときは、被告に対し、当該情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項その他の必要と認める事項を裁判所の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、及び提出するよう求める処分をすることができる。

(口頭弁論の期日外における法人文書の証拠調べ)

第二十三条 情報公開訴訟においては、裁判所は、事案の内容、審理の状況、前条に規定する資料の提出の有無、当該資料の記載内容その他の事情を考慮し、特に必要があると認めるときは、申立てにより、当事者の同意を得て、口頭弁論の期日外において、当事者を立ち会わせないで、当該情報公開訴訟に係る法人文書を目的とする文書（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百三十一条に規定する物件を含む。）の証拠調べ又は検証（以下この条において「弁論期日外証拠調べ」という。）をすることができる。

2 前項の申立てがあつたときは、被告は、当該法人文書を裁判所

(新設)

(新設)

に提出し、又は提示することにより、国の防衛若しくは外交上の利益又は公共の安全と秩序の維持に重大な支障を及ぼす場合その他他の国の大利益を害する場合を除き、同項の同意を拒むことができないものとする。

3| 裁判所が弁論期日外証拠調べをする旨の決定をしたときは、被告は、当該法人文書を裁判所に提出し、又は提示しなければならない。この場合においては、何人も、その提出され、又は提示された法人文書の開示を求めることができない。

4| 第一項の規定にかかわらず、裁判所は、相当と認めるときは、弁論期日外証拠調べの円滑な実施に必要な行為をさせるため、被告を弁論期日外証拠調べに立ち会わせることができる。

5| 裁判所は、弁論期日外証拠調べが終わつた後、必要があると認めるとときは、被告に当該法人文書を再度提示させることができる。

第五章 情報提供

第二十四条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を適時に、国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一～三 (略)

第四章 情報提供

第二十二条 独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であつて政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

一～三 (略)

2| 独立行政法人等は、同一の法人文書について二以上の者から開

(新設)

示請求があり、その全ての開示請求に対して当該法人文書の全部を開示する旨の決定をした場合であつて、当該法人文書について更に他の者から開示請求があると見込まれるときは、当該法人文書を適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するよう努めるものとする。

3| 前二項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第六章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十五条 (略)

2 内閣総理大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行の状況の公表)

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十三条 (略)

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(削除)

第二十四条 総務大臣は、独立行政法人等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

2| 総務大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

2| 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

第五章 補則

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第二十三条 (略)

2 総務大臣は、この法律の円滑な運用を確保するため、開示請求に関する総合的な案内所を整備するものとする。

(施行状況の報告等)

第二十六条 独立行政法人等は、この法律の施行の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 内閣総理大臣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要（第十九条第三項に規定する九十日を超えた場合における報告については、諮問ごとに、同項の規定により記載しなければならないとされる事項）を公表しなければならない。

(新設)

(政令への委任)

第二十七条 (略)

(政令への委任)

第二十五条 (略)

○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号） 「第三条関係」

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
目次	目次
第一章～第三章 （略）	第一章～第三章 （略）
第四章 雜則（第六十五条～第六十八条）	第四章 雜則（第六十五条～第六十七条）
附則	附則
（所掌事務）	（所掌事務）
第四条 （略）	第四条 （略）
2 （略）	2 （略）
3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。	3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四十一の二 （略）	一～四十一の二 （略）
四十二 行政機関（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二条第一項に規定するものをいう。）及び独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第百四十号）第二条第一項に規定するものをいう。）の保有する情報の公開に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。	四十二 削除
四十三～六十二 （略）	四十三～六十二 （略）

(事務の分掌)

第六十八条 内閣総理大臣は、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、内閣府の所掌事務のうち、第四条第三項第四十二号に掲げる事務に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。

一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第二十六条第二項の案内所

二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第二十五条第二項の案内所

(新設)

○総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）〔第四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（管区行政評価局等）</p> <p>第二十五条 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第一項第十号から第十六号までに掲げる事務、内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務並びに内閣府設置法第六十八条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務を分掌する。</p>	<p>（管区行政評価局等）</p> <p>第二十五条 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、総務省の所掌事務のうち第四条第一項第十号から第十六号までに掲げる事務並びに内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務を分掌する。</p>
<p>2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで、第七十七号から第八十号まで及び第八十二号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあっては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。</p> <p>（削除）</p>	<p>2 総務大臣は、前項に定める事務のほか、管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に、総務省の所掌事務のうち、第四条第一項第三号、第四号、第六号から第九号まで、第七十七号から第八十号まで及び第八十二号に掲げる事務（同号に掲げる事務にあっては、統計技術の研究に関するものを除く。）に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務並びに次に掲げる案内所に関する事務を分掌させることができる。</p> <p>一 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第二十二条第二項の案内所</p> <p>二 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年法律第四十号）第二十三条第二項の案内所</p>

一・二 (略)

3 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項に規定する内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務並びに内閣府設置法第六十八条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務については、内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。

4 (略)

三・四 (略)

3 管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所は、第一項に規定する内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所に属させられた事務については、内閣総理大臣の指揮監督を受けるものとする。

4 (略)

○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）

〔附則第四条關係〕

(傍線部分は改正部分)

現 行	（保有個人情報の開示義務）
	第十四条 行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。
一　（略）	
二　（略）	二　開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
イ・ロ　（略）	
ハ　（略）	ハ　当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法

人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

分（当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

二 当該個人が行政機関に置かれた審議会その他の合議制の機関又は行政機関において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあっては、当該意見表明又は説明の

内容に係る部分）

人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（新設）

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

（削除）

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めるにつき十分な理由がある情報

五 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす

おそれがあると行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 (略)

(部分開示)

第十五条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれているときは、開示請求者に対し、不開示情報に該当する部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報に該当する部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2 (略)

おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ、不當に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

七 (略)

(部分開示)

第十五条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 (略)

○独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）
〔附則第六条関係〕

(傍線部分は改正部分)

（保有個人情報の開示義務）	（保有個人情報の開示義務）
改 正 案	現 行
<p>第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法</p>	<p>第十四条 独立行政法人等は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第一百二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法</p>

人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分（当該氏名を開示することにより当該公務員等の職務遂行に支障を及ぼすおそれがある場合又は当該公務員等の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分）

（新設）

人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二　当該個人が独立行政法人等において開催された専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合において意見の表明又は説明を行つた場合において、当該情報が当該意見表明又は説明に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該個人の氏名及び当該意見表明又は説明の内容に係る部分（当該個人の権利利益を保護するため当該氏名を公にしないことが必要であると認められる場合にあつては、当該意見表明又は説明の内容に係る部分）

三　法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」とい

う。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(削除)

(削除)

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

五 (略)

う。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるものの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 独立行政法人等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与える若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(部分開示)

第十五条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれているときは、開示請求者に対し、不開示情報に該当する部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該不開示情報に該当する部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

2 (略)

(部分開示)

第十五条 独立行政法人等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 (略)

○公文書等の管理に関する法律（平成二十一一年法律第六十六号）

〔附則第八条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）</p> <p>第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p>	<p>（特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い）</p> <p>第十六条 国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p>
<p>一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることがあります十分な理由がある情報</p>	<p>一 当該特定歴史公文書等が行政機関の長から移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合</p> <p>イ・ロ （略）</p> <p>ハ 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることがあります相当の理由がある情報</p>
<p>二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき十分な理由がある情報</p>	<p>二 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報</p>

二〇五 (略)

2・3 (略)

4 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であつても、同項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報（以下この項において「利用制限情報」という。）が記録されている部分以外の部分があるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を利用させなければならない。ただし、当該利用制限情報が記録されている部分を区分して除くことが困難であるときは、この限りでない。

第二十二条 (略)

2 独立行政法人等情報公開法第二十二条及び第二十三条の規定

4 国立公文書館等の長は、第一項第一号から第四号までに掲げる場合であつても、同項第一号イからニまで若しくは第二号イ若しくはロに掲げる情報又は同項第三号の制限若しくは同項第四号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

第二十二条 (略)

（新設）

2 独立行政法人等情報公開法第二十二条及び第二十三条の規定は、利用請求に対する処分又は利用請求に対する処分若しくは利用請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）について準用する。この場合において、独立行政法人等情報公開法第二十二条中「情報公開訴訟において」とあるのは「利用請求訴訟（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理条例」という。）第十六条第二項に規定する利用請求に対する処分又は利用請求に対する処分若しくは利用請求

に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）をいう。以下同じ。）において」と、「情報公開訴訟に係る法人文書に記録されている情報の内容、第九条第三項の規定により記載しなければならないとされる事項」とあるのは「利用請求訴訟に係る特定歴史公文史公文書等（公文書管理法第二条第七項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）に記録されている情報の内容」と、独立行政法人等情報公開法第二十三条第一項中「情報公開訴訟」とあらるのは「利用請求訴訟」と、「前条」とあるのは「公文書管理法第二十二条第二項の規定により読み替えて準用する前条」と、同項から同条第三項まで及び同条第五項中「法人文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同条第二項中「前項」とあるのは「公文書管理法第二十二条第二項の規定により読み替えて準用する前項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「公文書管理法第二十二条第二項の規定により読み替えて準用する第一項」と読み替えるものとする。

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)	(国会議員関係政治団体に係る少額領収書等の写しの開示)
第十九条の十六 （略）	第十九条の十六 （略）
259 （略）	259 （略）
<p>10 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出された少額領収書等の写し（同項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写し）（当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報（以下この項及び第十三項において「不開示情報」という。）が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない。</p>	<p>10 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求者に対し、第六項の規定により提出された少額領収書等の写し（同項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されている場合にあつては、当該少額領収書等の写し）（当該少額領収書等の写しに行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第五条に規定する不開示情報が記録されている場合にあつては、当該不開示情報が記録されている部分を除く。）を開示しなければならない。</p>
<p>11 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しの提出があつた日（第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの全部について、第六項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出されているときは、同項ただし書の通知があつた日）から十四日（行</p>	<p>11 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前項の規定により少額領収書等の写しの全部又は一部を開示するときは、第六項の規定により当該少額領収書等の写しの提出があつた日（第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しの全部について、第六項ただし書に規定する同一の少額領収書等の写しが既に提出され</p>

政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）以内に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

（略）

13| 前二項の規定による通知（開示請求に係る少額領収書等の写しの全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（当該少額領収書等の写しに不開示情報が記録されていることを当該決定の根拠とする場合にあつては、不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる行政機関の保有する情報の公開に関する法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

12| （略）
（新設）

14| 前二項の規定による通知（開示請求に係る少額領収書等の写しの全部を開示するときを除く。）には、当該決定の根拠となるこの法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由（当該少額領収書等の写しに不開示情報が記録されていることを当該決定の根拠とする場合にあつては、不開示情報が記録されている部分ごとに当該決定の根拠となる行政機関の保有する情報の公開に関する法律の条項及び当該条項に該当すると判断した理由）をできる限り具体的に記載しなければならない。

（略）

15| 開示請求者は、第十一項に規定する期間内に同項の決定（以下この条において「開示決定」という。）がされない場合であつて前項の規定による通知がないとき又は同項に規定する延長後の期間内に開示決定がされない場合には、次項後段の規定による通知を受けた場合を除き、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しについて第十二項の決定をしたものとみなすことができる。

13| （新設）
（略）

に、その旨を決定し、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に關し総務省令で定める事項を書面により通知しなければならない。

16 開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、

第十一項に規定する期間に三十日を加えた期間内にその全てについて開示決定することにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同項及び第十四項の規定にかかわらず、

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定をし、残りの少額領収書等の写しについては第二十八項の規定によることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、

領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定をし、残りの少額領収書等の写しについては第二十八項の規定による予納があつた後相当の期間内に開示決定をすれば足りる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第十一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この項を適用する旨及びその理由

二 残りの少額領収書等の写しについて第二十八項の規定による予納があつた日から開示決定をする日までに要すると認められる期間

17 前項の規定により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき開示決定をした場合における第十一項の規定の適用については、同項

中「その旨及び」とあるのは、「その旨及び第二十八項に規定する見込額その他」とする。

18 開示請求者は、第十六項第二号の期間内に開示決定がされない

14 開示請求に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため、

第六項の規定により少額領収書等の写しの提出があつた日から六十日以内にそのすべてについて第十一項の決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前項の規定にかかわらず、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該決定をし、残りの少額領収書等の写しについては相当の期間内に当該決定をすれば足りる。この場合において、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、第十一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 本項を適用する旨及びその理由

二 残りの少額領収書等の写しについて開示決定をする期限

(新設)

場合には、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が同項の残りの少額領収書等の写し（以下この条において単に「残りの少額領収書等の写し」という。）について第十二項の決定をしたものとみなすことができる。

（略）

20 開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けることがでることとなつた者は、政令で定めるところにより、当該開示決定をした総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、その求める開示の実施の方法その他の総務省令で定める事項を申し出なければならない。

15 （略）

21 前項の規定による申出は、第十一項の規定による通知があつた日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（新設）

22 開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から三十日以内に限り、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

23 ～ 25 （略）

26 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項各号に掲げる者が開示請求をするときは、実費の範囲内において、

開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、それぞれ、実費の範囲内において、総務大臣に対する開示請

総務大臣に対する開示請求に係るものについては政令で定める額の開示請求に係る手数料の開示請求に係る手数料（第三十一項において「開示請求手数料」という。）を納めなければならない。

27 少額領収書等の写しの開示を受ける者は、政令で定めるところ

により、開示実施手数料（開示の実施に係る手数料であつて、その額につき、総務大臣に対する開示請求にあつては実費の範囲内において政令で、都道府県の選挙管理委員会に対する開示請求にあつては実費の範囲内において当該都道府県の条例で、それぞれ定めるものをいう。以下この条において同じ。）を納めなければならない。

（新設）

28 第十六項の規定により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会が開示請求に係る少額領収書等の写しのうちの相当の部分につき開示決定をした場合には、開示請求者は、政令で定めるところにより、第十一項の規定による当該開示決定の通知があつた日から三十日以内に、見込額（残りの少額領収書等の写しの全部を開示するとした場合の開示実施手数料の額の範囲内で、総務大臣に対する開示請求にあつては政令で、都道府県の選挙管理委員会に対する開示請求にあつては当該都道府県の条例で、それぞれ定める額をいう。次項及び第三十項において同じ。）を予納しなければならない。

29 前項の規定により見込額を予納した者は、当該見込額が残りの

少額領収書等の写しについて納付すべき開示実施手数料の額（次項において「要納付額」という。）に足りないときは、政令で定めるところにより、その不足額を納めなければならない。

30 第二十八項の規定により予納した見込額が要納付額を超える場合には、その超える額について、政令で定めるところにより、還付する。ただし、残りの少額領収書等の写しについての開示決定に基づき少額領収書等の写しの開示を受けることができることとなつた者が第二十一項に規定する期間内に第二十項の規定による申出をしない場合において、総務大臣又は都道府県の選舉管理委員会が当該期間を経過した日から三十日以内に当該申出をすべき旨を催告したにもかかわらず、正当な理由がなくこれに応じないときは、この限りでない。

31 開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、第十一項若しくは第十二項の規定による通知に係る書面又は少額領収書等の写しに係る写しの送付を求めることができる。この場合において、総務大臣に対して開示請求をする者又は少額領収書等の写しの開示を受ける者は、政令で定めるところにより、それぞれ、開示請求手数料又は開示実施手数料のほか、送付に要する費用を納めなければならない。

32 (略)

(削除)

21 20

(略)

(新設)

行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第十二条第

四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に第十一項若しくは第十二項の決定（以下この条において「開示決定等」という。）の取消しを求める訴訟又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決の取消しを求める訴訟（次項において「少額領収書等開示訴訟」という。）が提起された場合においては、同法第十二条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟（同法第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。次項において同じ。）が係属しているときは、当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同法第十二条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

（削除）

22 前項の規定は、行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に開示決定等又は開示決定等若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟で少額領収書等開示訴訟以外のものが提起された場合について準用する。

決定若しくは開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する裁決に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟をいう。）（次項において「少額領収書等開示訴訟」という。）のうち国を被告とするものは、同法第十二条第一項から第四項までに定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所（次項において「特定地方裁判所」という。）にも、提起することができる。

34 前項の規定により特定地方裁判所に少額領収書等開示訴訟が提起された場合又は行政事件訴訟法第十二条第四項の規定により同項に規定する特定管轄裁判所に少額領収書等開示訴訟が提起された場合には、同条第五項の規定にかかわらず、他の裁判所に同一又は同種若しくは類似の少額領収書等の写しに係る少額領収書等開示訴訟が係属しているときは、当該特定地方裁判所又は当該特定管轄裁判所は、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他の事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は同条第一項から第三項までに定める裁判所に移送することができる。

（新設）

（收支報告書等に係る情報の公開）

第二十条の三（略）

（收支報告書等に係る情報の公開）

第二十条の三（略）

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日」とあるのは、「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過するまでの間」と、同法第十二条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政治資金規正法第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過するまでの間」とする。

3 (略)

2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から三十日以内」とあるのは「政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十条第一項の規定により要旨が公表された日から三十日を経過するまでの間」とする。

3 (略)

○政党助成法（平成六年法律第五号）【附則第十二条関係】

（傍線部分は改正部分）

	改正案	現行
	（報告書等に係る情報の公開）	
第三十二条の二（略）		
2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日」とあるのは「政党助成法（平成六年法律第五号）第三十一条の規定により要旨が公表された日」と、同条第二項中「前項」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第三項中「第一項に」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の規定により読み替えられた第一項に」と、同法第十一条第一項中「前条第一項」とあるのは「政党助成法第三十二条の二第二項の規定により読み替えられた前条第一項」とする。	2 前項に規定する開示の請求があつた場合における行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定の適用については、同法第十条第一項中「開示請求があつた日から三十日以内」とあるのは「政党助成法（平成六年法律第五号）第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日後三十日を経過する日までの間」と、同法第十一条中「開示請求があつた日から六十日以内」とあるのは「政党助成法第三十一条の規定により要旨が公表された日から同日後六十日を経過する日までの間」とする。	
3（略）		

○民事訴訟法（平成八年法律第百九号）〔附則第十四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

（文書提出命令等）

第二百二十三条（略）

2・3（略）

4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について十分な理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。

一・二（略）

5～7（略）

現行

（文書提出命令等）

第二百二十三条（略）

2・3（略）

4 前項の場合において、当該監督官庁が当該文書の提出により次に掲げるおそれがあることを理由として当該文書が第二百二十条第四号ロに掲げる文書に該当する旨の意見を述べたときは、裁判所は、その意見について相当の理由があると認めるに足りない場合に限り、文書の所持者に対し、その提出を命ずることができる。

一・二（略）

5～7（略）